

尼崎市都市計画マスタープラン
(都市計画に関する基本的な方針)
中間総括

2019年3月

尼崎市

尼崎市都市計画マスタープラン中間総括 目次

1. 概要	2
(1) 尼崎市都市計画マスタープランについて	2
(2) 中間見直しを行わないことについて	3
(3) 中間総括の役割について	3
2. 実施状況及び今後の取組の方向性	5
(1) 「まちづくりの基本方針（めざすまちの姿）」に係る実施状況及び今後の取組の方向性	5
(2) 「分野別まちづくり」に係る実施状況及び今後の取組の方向性	12
(参考資料)	
主な関連計画の改定状況一覧	

1. 概要

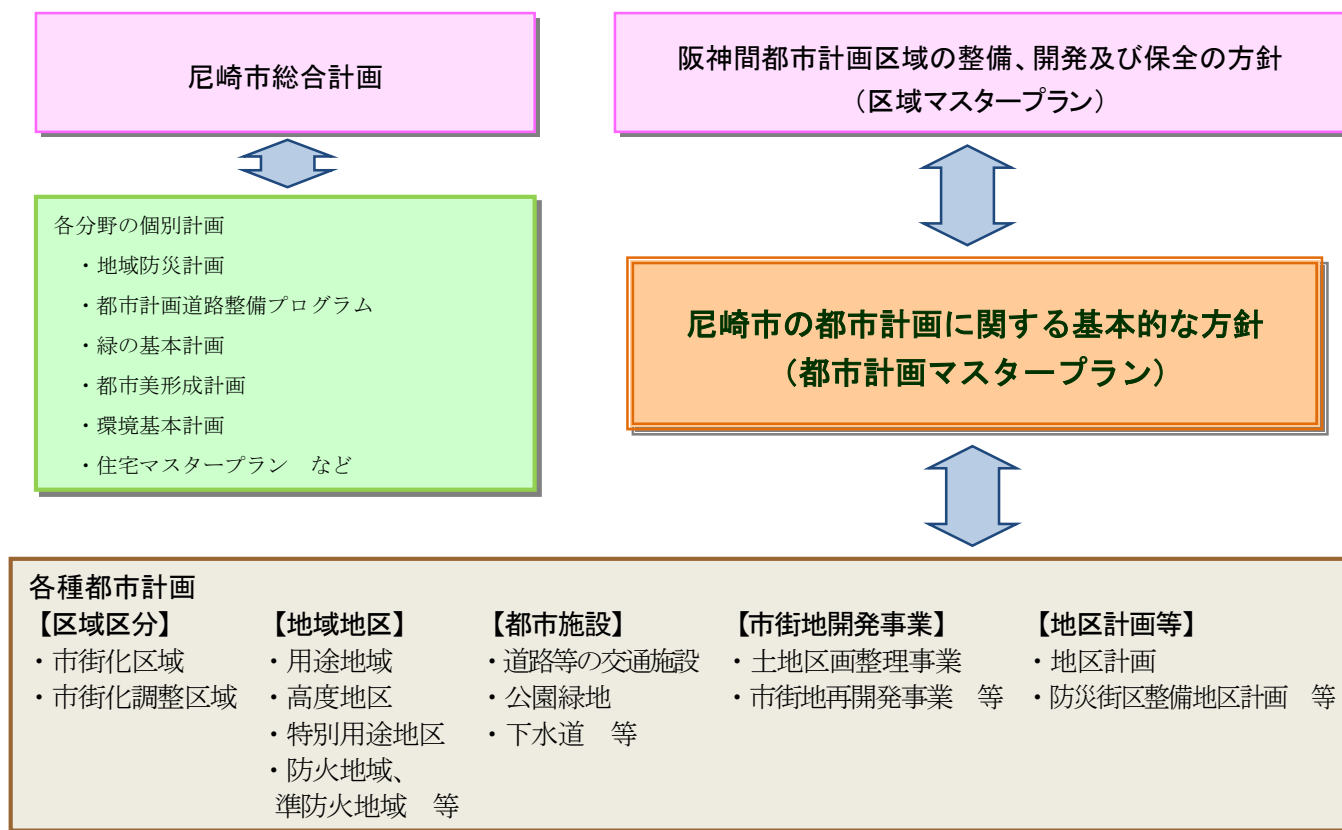
(1) 尼崎市都市計画マスタープランについて

都市計画は、土地や建築物に対する規制・誘導を行い道路や公園緑地などを適正に配置することで、健康で文化的な生活や、機能的な都市活動が行われるように定めるものです。

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定める「都市計画に関する基本的な方針」で、都市計画の目標となる望ましい都市像と都市整備の方針、また、その実現のための施策を総合的、体系的に示す計画です。

尼崎市都市計画マスタープラン（以下単に「都市計画マスタープラン」といいます。）は、上位計画である「阪神間都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」（阪神間都市計画区域マスタープラン）及び「尼崎市総合計画」に即し、これからのまちづくりを進めるにあたっての指針として平成 26 年（2014 年）3 月に定めています。また、防災や道路、緑、環境などの各分野の個別計画と相互に整合を図りながら、これらが一体となって目標を実現するよう定めています。

都市計画マスタープランの位置づけ（本編 P.3）



（２）中間見直しを行わないことについて

都市計画マスタープランは、平成 26 年度（2014 年度）から 35 年度（2023 年度）までの 10 年間を計画期間とし、5 年ごとまたは社会情勢等の変化に応じて見直しすることとしています。これまで毎年度都市計画マスタープランで示す方針の進捗状況の把握と公表に努めてきました。

平成 30 年度（2018 年度）に計画期間の 5 年目を迎えることから、中間年度での見直し（以下「中間見直し」といいます。）の必要性等の検討を行うため、これまでの方針の進捗状況を点検しつつ、関連計画の策定・改定状況及び内容の確認を行い、以下の観点から中間見直しは行わないこととしました。

①これまでの進捗状況について、個別の事業は一定進捗が見られ、中には完了しているものもあり、事業ごとに差があるものの、方針に沿って事業が進捗されていることを確認できました。

②関連計画については、平成 28 年度（2016 年度）に都市計画マスタープランの一部として策定した「尼崎市立地適正化計画」をはじめ改定後に策定あるいは改定されている計画があるものの、基本的には尼崎市都市計画マスタープランに定められている内容と整合性が取れている状況であり、方針を変える必要があるような考え方の転換や新たに盛り込むべきものはみられませんでした。

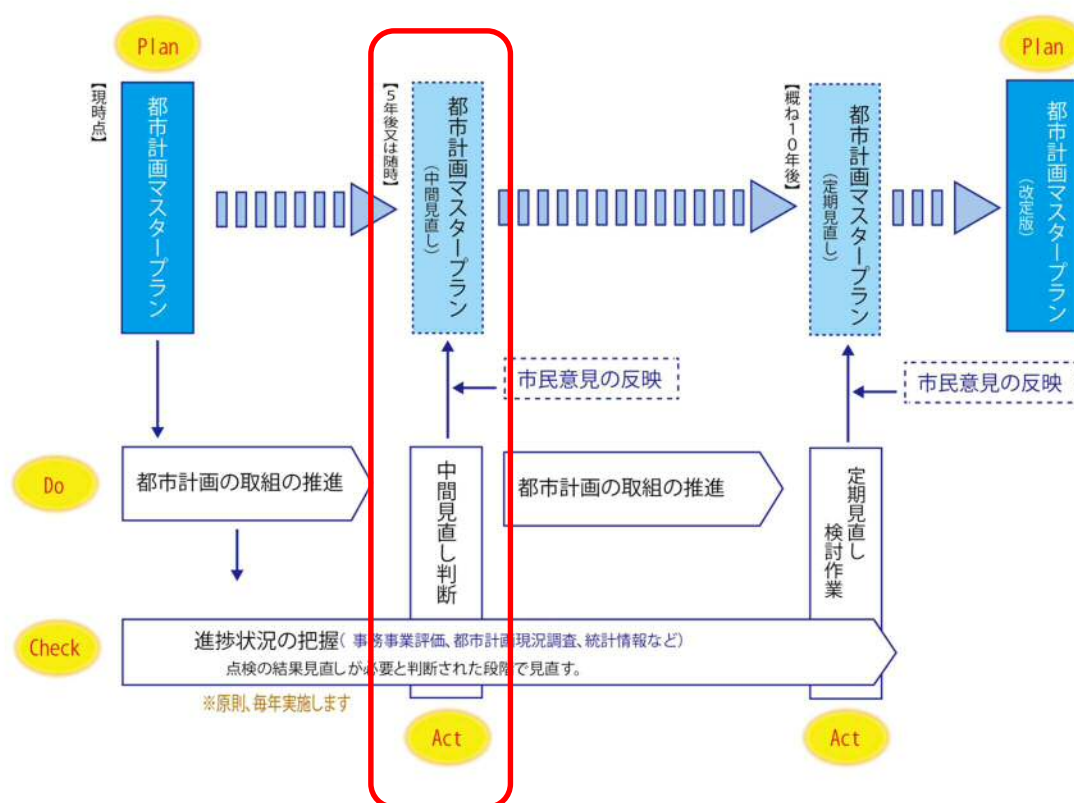
（３）中間総括の役割について

方針に沿って事業が進められていることは確認できましたが、今後の都市計画マスタープランの推進にあたっては、平成 29 年度（2017 年度）に策定された「尼崎市後期まちづくり計画」で示している考え方や重点取組項目との整合を図り、今後の取組の方向性を示す必要があります。

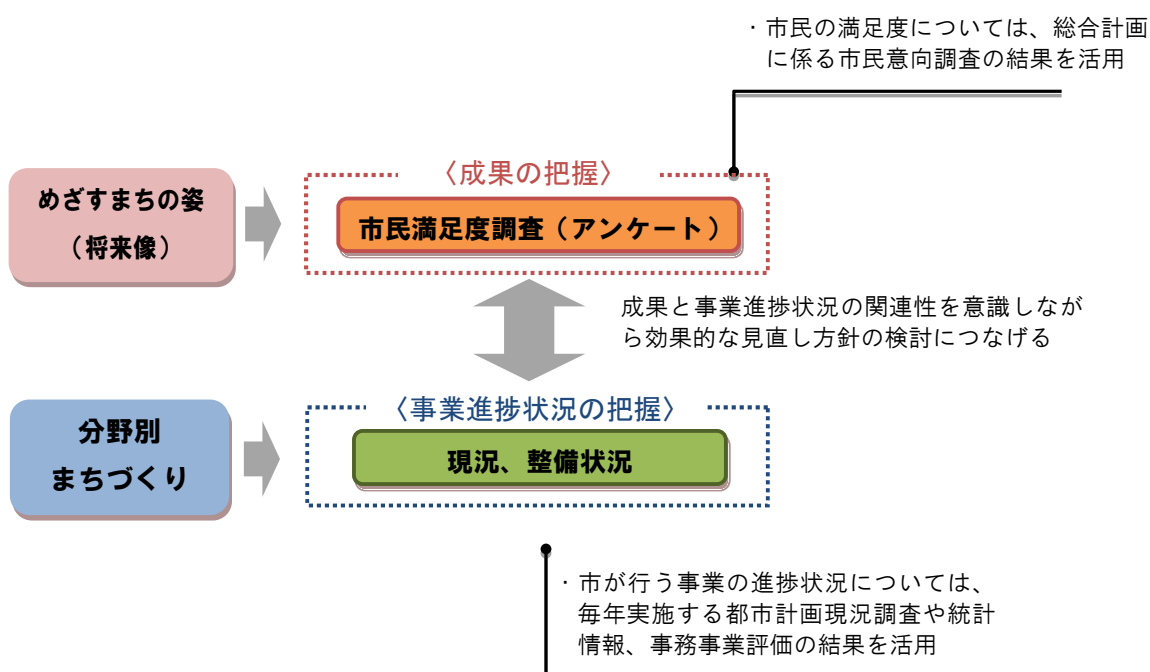
また、市民・事業者との協働によるまちづくりを推進するため、平成 26 年度（2014 年度）より「都市計画市民参画促進事業」を立ち上げ、都市計画まちづくり読本の作成や小学校への出前授業、市民向けのまちづくり講座を実施してきましたが、都市計画や都市計画マスタープランの認知度はまだまだ低く、市民・事業者への都市計画の周知及び協働のまちづくりに取り組む意識の醸成をより一層推進する必要があります。

そのため、中間見直しは行いませんが、これまでの各事業の進捗状況及び今後 5 年間の取組の方向性について、中間総括という形でまとめることとし、次期都市計画マスタープランの改定の際の資料とするとともに、都市計画マスタープランの推進及び市民・事業者への周知を図り、これからの施策展開に活用します。

都市計画マスタープラン 見直しイメージ（本編 P.85）



都市計画マスタープラン 進捗状況確認フロー（本編 P.86）



※設定している指標については、必ずしも方針に対して直接的に評価を行うための指標でない参考数値も含まれます。

2. 実施状況及び今後の取組の方向性

※指標等について、出典の記載がないものは、尼崎市にて管理するデータを公表しているものです。

(1)「まちづくりの基本方針（めざすまちの姿）」に係る実施状況及び今後の取組の方向性

1. みんなが主役のまち

(めざすまちのイメージ)

- ・地域の人々がまちづくりに関する情報をはじめ、地域（まち）への思いを共有することができるまち
- ・一人ひとりが自主性を持って積極的にまちづくりに関わるすることができるまち
- ・様々なまちづくり活動が結びつくことで、さらに大きなまちづくり活動へ展開していくことができるまち

【方針】

市民・事業者・行政が役割分担し、お互いを信頼し尊重しながら、みんなで一緒にまちづくりを進めます。

【進捗管理のための指標】

① 市政に関する関心が以前より高まっている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	37.6	38.3	36.0	34.1	30.5

（出典：市民意識調査）

② 地区計画など地域のルールづくりに向けた活動が行われている地区数もしくは地域のルールが策定された地区数（単位：地区）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	41	42	42	42	45

【その他実績】

- ・平成 28 年度（2016 年度）に地区まちづくりルール制度を制定
- ・平成 26 年度（2014 年度）より都市計画に係るまちづくり講座・小学校出前授業を開始

都市計画まちづくり講座・小学校出前授業参加人数（単位：人）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
まちづくり講座	-	22	40	119	66
小学校出前授業	-	128	231	682	605

【今後の取組の方向性】

- 地域住民が自ら定めたまちづくりのルール等に基づき、良好な住環境の保全・形成や、密集市街地においては防災性の向上も目的とした地区計画等の策定支援に取り組み、地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを支援します。
- まちづくり講座等を通じ、まちに関する各種制度の普及・啓発等を行うことで、まちづくりに興味を持ってもらうきっかけをつくり、まちの課題解決や魅力の向上につながるよう、市民等の参画と協働を促進します。

2. 住んでみたい・ずっと住み続けたいまち

(めざすまちのイメージ)

- それぞれのライフスタイルに合った暮らしが可能なまち
- 住みやすい生活環境が守られ、育まれているまち
- 美しいまちなみが守られ、育まれているまち
- ユニバーサル社会に対応した、誰もが快適な社会生活を送ることができるまち
- 買い物や医療、福祉などの生活サービスが充足し、働く場所が近くにある便利なまち

【方針】

小さな子どもやお年寄り、働き盛りの人、妊婦、障がい者、単身者、多世代家族など、全ての人が快適な生活を送り、地域に愛着を感じることができるまちをめざします。

【進捗管理のための指標】

① 尼崎の都市イメージがよくなったと感じている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	31.8	34.8	40.3	42.6	34.8

（出典：市民意識調査）

② 現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	69.4	83.2	81.7	83.5	79.6

（出典：市民意識調査）

【その他実績】

- 平成 28 年度（2016 年度）に「尼崎市立地適正化計画」を策定

【今後の取組の方向性】

- ゆとりある住環境の形成や住宅の質の向上、増加する空家等の利活用について検討し、子育てファミリー世帯の定住・転入の促進につながるよう取り組むほか、老朽危険空家対策にも取り組み、すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保を目指します。
- 市民や事業者等と連携して、都市美形成の推進や景観資源の保全・活用、効果的な情報発信に取り組めます。

【関連する分野別まちづくりのページ】

- I. 土地利用 — 1 住宅地
- I. 土地利用 — 2 商業・業務地
- III. 市街地整備
- V. 都市景観

3. 安全・安心を実感できるまち

(めざすまちのイメージ)

- ・建築物や構造物の耐震・不燃化、治水機能の強化などにより、地震、火災、津波や水害に強いまち
- ・災害時でも安全に避難できるまち
- ・歩行者も自転車も車も安全で移動しやすいまち
- ・声かけや見守りなど地域のつながりによって、子どもから高齢者までの誰もが安全・安心に暮らすことができるまち

【方針】

地震、水害などの災害に強く、火災や交通事故、犯罪などが起こりにくい、安全・安心に暮らせるまちをめざします。

【進捗管理のための指標】

- ① 尼崎市の消防・防災体制に対して、安心感を持っている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	66.4	78.4	73.6	79.6	76.5

（出典：市民意識調査）

- ② 尼崎市の交通安全、治安等の面で安心感を持っている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	50.6	58.5	59.0	53.8	56.2

（出典：市民意識調査）

※平成 28 年度（2016 年度）までは、「日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合」として算出

- ③ 都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	75.2	83.2	79.2	82.0	80.5

（出典：市民意識調査）

【今後の取組の方向性】

- ・災害時緊急輸送予定道路や避難路の整備及び自転車・歩行者空間など道路交通の安全確保や快適化に取り組みます。
- ・予防保全の観点から都市基盤の計画的な整備・改修・更新を行うことにより、長寿命化及び機能向上に努めるとともに、建築物の耐震化の促進に取り組みます。

【関連する分野別まちづくりのページ】

- II. 都市交通 — 2. 道路
- III. 市街地整備
- VI. 都市防災

4. 安心して働ける・活力あるまち

(めざすまちのイメージ)

- ・公共交通や道路などの既存ストックの活用が可能で、工業、商業・業務などの経済活動が活発に行うことができるまち
- ・適正な土地利用の誘導により、事業所が安心して操業を続けられ、にぎわいのある商業地があるまち
- ・住環境と操業環境が共存することのできる、活力あふれるまち
- ・世界に誇れる産業が育まれるまち

【方針】

ものづくり都市として産業が栄え、商業が活気づく、多くの人々が訪れたくなる、活力あるまちをめざします。

【進捗管理のための指標】

① 市内で、便利な買い物ができていると思う市民の割合 (単位：％)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	82.1	87.8	85.7	85.1	83.4

(出典：市民意識調査)

② 市内における年間商品販売額 (単位：万円)

	H25 年度 (H24 年度)	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	89,137,245	91,450,193	-		

(出典：商業統計)

(注 1) 総務省、経済産業省所管の「経済センサス-活動調査」を本市で集計したものであり、当該調査が実施された時点で数値の更新を行うものとします。

(注 2) H25 年度 (2013 年度) 数値は、H24 年度 (2012 年度) 分。

③ 市内製造業の製造品出荷額 (単位：百万円)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	1,315,213	1,314,443	1,377,550	1,347,150	-

(出典：工業統計)

【その他実績】

- ・平成 28 年度 (2016 年度) に「尼崎市立地適正化計画」を策定 (再掲)
(都市機能誘導区域、産業誘導区域の設定)

【今後の取組の方向性】

- ・産業都市として発展してきた強みを活かしつつ、時代の変化に応じた新たな産業機能への連続性のある変化も可能となるよう、市内への新規立地や増設・建替等の支援や地区の特性に

応じた土地利用誘導により産業集積の維持を図り、市内事業者の事業活動を後押しします。

- 尼崎城の再建を契機とし、本市の持つ歴史や文化などの地域資源を活かしながら本市の魅力を向上させるようなまちづくりを推進し、地域経済の活性化や交流人口の増加を目指します。

【関連する分野別まちづくりのページ】

- I. 土地利用 — 2 商業・業務地
- I. 土地利用 — 3 工業地
- Ⅲ. 市街地整備

5. より良い環境を未来につなぐまち

(めざすまちのイメージ)

- ・市内に残る貴重な自然環境の保全や活用により、その恩恵を享受することができるまち
- ・都市緑化の促進などにより、自然環境の回復や創造に取り組むまち
- ・歴史、文化、産業遺産など地域資源を大切に守り、未来につなぐまち
- ・既存ストックの有効活用などによる、持続可能な資源循環型のまち
- ・環境に配慮した住宅の普及促進や自転車通行環境の向上など、低炭素社会の実現を意識したまち

【方針】

良好な自然環境の保全や活用をはじめ、地球環境との関係を意識した、持続可能なまちをめざします。

【進捗管理のための指標】

①身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合 (単位：%)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	61.0	44.2	64.5	66.0	66.0

(出典：市民意識調査)

②市内における二酸化炭素の年間排出量 (千トン/年)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	3,513	3,225	3,120	3,271	3,051

(出典：市内温室効果ガス排出量推計結果報告書)

【今後の取組の方向性】

- ・環境保全・創造に向けた普及啓発活動の推進や支援を行うほか、緑や水辺等の質を高める取組を進め、さらに一般廃棄物の処理施設など各種施設の効率的かつ持続可能な維持・更新を進めます。
- ・都市農業の安定的な継続の支援や特定生産緑地の指定により、農地の保全を図ります。

【関連する分野別まちづくりのページ】

- I. 土地利用 — 4 自然、緑地、農地など
- IV. 都市環境

(2)「分野別まちづくり」に係る実施状況及び今後の取組の方向性

I. 土地利用（本編 P.27 - 36）

（方向性）

今後の人口予想を見据えて人口、産業の転入・定着や産業の活性化を図るため適切な土地利用の誘導を行います。また、地域の特性を生かしたきめ細かなまちづくりを進め、市民・事業者が自らの住まいや地域に愛着を持ち、主体的に取り組むことにより良好な環境を形成します。さらに、交通だけでなく、買い物や福祉、医療、公共建築物が充実した利便性の高い魅力と活力のある都市空間の創出をめざします。

1 住宅地（本編 P.29 - 30）

【方針】

子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入につながる良好な住環境を創出し、住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力的なまちをめざします。

- ①専用住宅地の住環境を保全します。
- ②地区の特性に応じて良好な住環境の形成を図ります。
- ③住宅地の住環境改善を促進します。
- ④大規模な土地利用転換の適正な土地利用を誘導します。

【進捗管理のための指標】

- ・現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	69.4	83.2	81.7	83.5	79.6

（出典：市民意識調査）

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・平成 28 年度（2016 年度）末に策定した「尼崎市立地適正化計画」において、暮らしの満足度や利便性の向上を図るために、住居系用途地域に指定している地域を居住誘導区域に設定しました。
- ・きめ細かなまちづくりを誘導するため、地区計画制度を補完する「地区まちづくりルール制度」を平成 28 年度（2016 年度）に創設し、ルールの策定及び定着に向けた活動が進んでいます。（登録まちづくり活動団体数：5、認定ルール数：3）
- ・良好な住環境の保全及び地域の豊かなまちづくりの形成を目的として、平成 29 年度（2017 年度）に「塚口北地区地区計画」が策定され、同地区において地区まちづくりルールの活用による良好な住環境形成に向けた活動が始まっています。
- ・大規模な公共建築物跡地については地域の声を聞きながら土地活用方針を定め、住宅地として活用する場合はファミリー世帯の定住・転入を促進するため、プロポーザル方式による事業者の選定を行っています。
- ・高齢期に適した住宅・住環境の整備を促進し、分譲マンションを地域における良好なストッ

クとしていくため、平成 26 年度（2014 年度）から分譲マンションの共用部分のバリアフリー化工事を実施する場合に、市がその改修費の一部を補助する「分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業」を実施しています。

「分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業」の助成件数 （単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	-	9	5	2	3

- 平成 25 年（2013 年）の住宅・土地統計調査によると、市内の賃貸用でも売却用でもないその他の住宅（一戸建て及び長屋建て・共同住宅等）の空家は 8,830 戸あり、そのうち腐朽・破損がない住宅は 5,520 戸となっています。
- 今後空家になる可能性が高い住宅も多くあることから、市内の空家の増加の抑制に向けて、空家の流通・利活用の促進を図るとともに、子育てファミリー世帯の定住・転入を促進するため、子育てファミリー世帯又は新婚世帯が一戸建て空家を取得し、改修する場合に、その改修費の一部を補助する「子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業」を平成 30 年（2018 年）7 月から実施しました。

【今後の取組の方向性】

- 引き続き地区計画やまちづくりルール制度等様々な制度の活用により、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び防災性の向上を目指した地域の活動への支援を行います。
- 中高層建築物は周辺に与える影響が大きく建築紛争になることもあり、地区計画等個別の対応を行っていますが、住宅地の住環境保全のため、建築物の形態規制の見直しに取り組みます。
- 公共建築物跡地は、原則として売却する中で、ファミリー世帯の定住・転入の促進につながる優良な住宅地になるよう検討を進めるほか、地区計画や地区まちづくりルール制度の活用を事業者に促します。
- 平成 29 年度（2017 年度）に策定した「尼崎市空家等対策計画」に基づき、リフォーム等の実施の支援等による空家等の流通・利活用の促進や、利活用が難しい空家等の除却・建替え・跡地活用を促進します。
- 住宅施策における定住・転入促進については、人口や土地利用の動態等を踏まえて、エリアを定めるなど、狙いを明確にし、効果的な施策を検討します。
- 住まいやまちづくりに関する施策のあり方を示す「尼崎市住宅マスタープラン」を、平成 32 年度（2020 年度）末までに改定します。

2 商業・業務地（本編 P.30 -31）

【方針】

地域特性に応じた、利便性の高い魅力的でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

- ①活力と魅力のあるまちづくりを誘導します。
- ②地域に調和したまちづくりを誘導します。

【進捗管理のための指標】

- ・市内で、便利で魅力的な買い物ができていると思う市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	82.1	87.8	85.7	85.1	83.4

（出典：市民意識調査）

- ・商業地域、近隣商業地域（約 252ha）における新築物件の平均容積率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	90.3	90.3	138.7	243.2	118.9

- ・商業地域、近隣商業地域（約 252ha）のうち商業・業務地としての土地利用面積の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	22.7	22.7	21.8	22.7	22.2

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・平成 28 年度（2016 年度）末に策定した「尼崎市立地適正化計画」において、医療、福祉、商業などの都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供が図られることを目的に、広域拠点及び地域拠点として位置付けている駅周辺の商業地を、都市機能誘導区域に設定しました。
- ・広域拠点では宿泊施設の整備を促進し、併せて良好な都市空間の創出を図ることを目的に、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針を平成 29 年度（2017 年度）に策定しました。
- ・JR 尼崎駅南側では都市機能の集積と高度利用促進のための検討を進めています。
- ・「尼崎市商業立地ガイドライン」に基づき、地域の特性に配慮した商業施設の誘導と規模の制限を図り、活力と魅力ある地域に調和したまちづくりを進めており、平成 29 年度（2017 年度）の用途地域変更に伴い、一部見直しを行いました。
- ・商業の活性化については、商店街等の空き店舗の活用や商店街の魅力を向上させようとする事業者に対して補助を行う等の取組を行っています。

空き店舗の活用補助事業件数及び補助額（件数：件、補助額：千円）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
件数	6	9	9	10	9
補助額	1,399	1,871	2,745	3,350	2,867

商店街の魅力向上補助事業件数及び補助額 (件数：件、補助額：千円)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
件数	9	11	10	12	11
補助額	2,783	2,471	2,584	2,280	2,626

【今後の取組の方向性】

- 尼崎城の再建を契機として、観光の観点から地域の魅力をさらに高め、交流人口の増加や地域経済の活性化、地域への誇りと愛着の醸成につなげる観光地域づくりに取り組むとともに、近年のインバウンドを中心とした多様な宿泊ニーズへの対応についても検討します。
- 駅周辺の商業地については、駅またはエリア毎の特性を分析し、利便性を活かした都市機能の集積は維持したうえで、それぞれの地区の特性に応じた土地利用誘導方策が必要であり、広域拠点である阪神尼崎駅周辺は観光地域づくりと併せ、民間開発の適切な誘導のための方針について検討します。
- 空き店舗の増加や老朽化が進む市場・商店街等の近隣型商業地では、建築物の建替え等を見据え、周辺の住環境を考慮した高さや容積率などの適正な規模について、商業地の役割や方向性を踏まえながら検討します。
- 商業の活性化に向けて、引き続き空き店舗の活用補助事業及び商店街の魅力向上補助事業を実施します。

3 工業地（本編 P.31 - 34）

【方針】

優れた交通ネットワークや多様なものづくり産業の集積など本市の特性を活かし、産業活力の維持、向上を重視しながら、地区の特性に応じた土地利用を誘導します。

- ①内陸部工業地は操業環境の維持・保全を基本として、地区の特性に応じた土地利用を誘導します。
- ②臨海工業地は良好な操業環境を保全するとともに、水際を活用した魅力あるまちをめざします。

【進捗管理のための指標】

- ・内陸部工業地の土地利用誘導指針の対象範囲（約 943ha）における用途地域の見直し、高度地区、特別用途地区の設定等、対策を行った面積の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3

- ・内陸部工業地のうち、工業地としての土地利用面積の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	44.5	43.7	43.5	43.4	42.3

- ・臨海工業地域（約 721ha）における世帯数（単位：世帯）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	475	464	482	470	472

（出典：尼崎市統計書）

- ・元浜、大浜地域における尼崎宝塚線の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	86.0	91.2	97.7	98.4	100.0

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・平成 28 年度（2016 年度）末に策定した「尼崎市立地適正化計画」において、操業環境の維持・保全を基本としつつ、既存産業の高度化や研究開発機能の集積など都市型産業への転換などを図ることを目的として、JR 尼崎駅西側の工業地を産業誘導区域（都市機能誘導区域に準ずる区域）に設定し、併せて JR 尼崎駅南地区については、「JR 尼崎駅周辺（南地区）の土地利用誘導方針」を平成 28 年度（2016 年度）に策定しました。
- ・JR 尼崎駅南地区については、駅周辺の工業地における都市機能の誘導のため、「JR 尼崎駅周辺（南地区）の土地利用誘導方針」に基づき、多様な用途の導入による都市機能の集積と容積率の緩和等、高度利用の促進に向けて取り組んでいます。
- ・住工複合地における住環境の保全及び工場と住宅の共存への対応として、準工業地域に対し、地区特性に応じた、高度地区（高さ規制）の指定に取り組んでいます。

- JR 塚口駅東側の工場跡地における大規模な土地利用転換において、適正な土地利用誘導のために平成 26 年度（2014 年度）に「JR 塚口駅東地区地区計画」を策定し、既存の操業環境との調和を図っています。
- 尼崎市企業投資活動促進条例（平成 30 年（2018 年）4 月に尼崎市企業立地促進条例より改正）に基づく企業の設備投資への支援や、工場立地法の特別措置条例（尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例（平成 22 年（2010 年）4 月施行））に基づく緑地等面積率の緩和措置により、工業地における操業環境の維持・保全を図っています。

「尼崎市企業投資活動促進条例」に基づく企業の認定件数 （単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	8	6	3	11	5

「工場立地法の特別措置条例」に基づく緑地等面積率の緩和措置実施件数（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	7	1	3	7	8

- 臨海工業地では、企業立地の促進や緑地整備等水際を活用した魅力あるまちづくりを進めています。

【今後の取組の方向性】

- 内陸部工業地については、平成 19 年度（2007 年度）に策定した「内陸部工業地の土地利用誘導方針」に基づき、工業系指向地域に設定している地区への特別用途地区等の指定や、住環境及び操業環境双方の保全を目的として「住工共存型特別用途地区」に指定している地区の実態調査を行うなど、引き続き地区の特性に応じた土地利用を誘導できる施策の検討を行います。
- 臨海工業地については、港湾緑地の整備を進めるほか、兵庫県からのフェニックス用地の分譲予定に合わせ、事業所誘致の周知に努め、産業集積の維持を図ります。
- 引き続き企業への支援等を行うほか、工業地内の福祉施設や住宅等の開発にかかる基準について検討を行い、操業環境の維持・保全を図ります。

4 自然、緑地、農地など（本編 P.34）

【方針】

市内に残る緑や水辺、農地などの資源を活用し、市民などの憩いの空間、生活にうるおいをもたらす自然環境を保全・創出し、都市環境の向上を図ります。

【進捗管理のための指標】

・生産緑地地区の指定面積

（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	79.9	78.2	77.4	76.0	74.6

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・農業従事者の減少等に伴い、農地面積が減少し、宅地化が進む傾向にあります。
- ・平成 28 年度（2016 年度）の都市農業振興基本計画により、農地は都市に「あるべきもの」と位置付けられ、これを受けた平成 29 年度（2017 年度）の生産緑地法の改正において、生産緑地地区の指定要件が緩和されたことから、本市においても農地保全を目的に、平成 29 年度（2017 年度）に一団地の生産緑地として認められる要件を緩和し、さらに面積要件についても平成 30 年度（2018 年度）に「500 m²以上」から「300 m²以上」へと緩和する条例を制定しました。
- ・平成 29 年度（2017 年度）に農地の利用実態と農業経営の実情について把握するため市内の農家を対象にアンケートを実施しました。その結果を踏まえ、平成 29 年度（2017 年度）に意欲のある農業者に対し、安定して営農を継続していくための支援策として「認定農業者制度」を創設しました。

【今後の取組の方向性】

- ・指定から 30 年を経過した生産緑地地区を引き続き同様の扱いとする「特定生産緑地制度」が創設されたことを受け、平成 34 年（2022 年）までに指定を行うとともに、生産緑地制度に関し改めて周知を行い、生産緑地地区の指定面積の維持に努めます。
- ・用途地域に新たに追加された田園住居地域や各種都市計画制度の活用による農地の保全、活用方策については、農家の意向を踏まえて農地の将来の方向性を明らかにした上で指定の必要性について検討します。
- ・平成 30 年度（2018 年度）に制定された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」において、農地の貸借に関する制限が緩和されたことを活用し、生産緑地の貸借を促し、生産緑地の維持保全に努めていきます。
- ・都市農業をとりまく環境の変化、市民の意識やニーズに対応していくため、農家アンケートの結果の分析を進めながら、将来を見据えた有効な農地保全、農業振興策の実施に繋げていきます。

5 公共建築物（本編 P.35）

【方針】

公共建築物については、人口推移などを見据えた再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として活用します。

【進捗管理のための指標】

- ・ 尼崎市立学校施設耐震化推進計画における小中学校の耐震化率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	71	82	97	97	99

- ・ 公共施設の床面積の削減（累計）※H24 年度末からの増減 （単位：千㎡）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	10	3	△54	△16	△34

※第 1 次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針 1：圧縮と再編の取組）において平成 38 年度（2026 年度）末で約 19.3 万㎡（約 10％）の床面積の削減を目標としています。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 市民活動や災害時の拠点として利用する小中学校の耐震化は、「尼崎市立学校施設耐震化推進計画」に基づき、概ね完了しました。
- ・ 平成 26 年度（2014 年度）に中長期的な視点で計画的・戦略的に施設の保有、処分、維持、活用等を行い、身の丈にあった保有量・規模となるようマネジメントしていく必要があることから、今後 35 年間で本市の公共施設保有量を 30％以上削減する数値目標を掲げた「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。
- ・ 平成 27 年度（2015 年度）に国からの要請に基づき市有建築物やインフラ系施設（公共施設等）に係る方針・計画について取りまとめた、「尼崎市公共施設等総合管理計画」を策定しました。
- ・ 平成 29 年度（2017 年度）に尼崎市公共施設マネジメント基本方針に掲げる取組を進めていくため、今後の方向性を定めるための施設評価を行ったうえで、見直し対象施設を抽出し、それらに係る今後 10 年間の対応の方向性を示す「第 1 次尼崎市公共施設マネジメント計画（方針 1：圧縮と再編の取組）」を策定するとともに、平成 30 年度（2018 年度）に当該計画の見直し対象施設に係る施設規模、場所、スケジュールなどの具体的な取組を示す「今後の具体的な取組（素案）」を公表しました。
- ・ 市営住宅については、耐震化の推進や管理戸数の漸減を図るために平成 28 年度（2016 年度）に「尼崎市営住宅建替等基本計画」を策定し、計画的に建替等事業を進めています。
- ・ 支所と地区会館については、中央地区を除き防災機能を備えた地区のコミュニティ創造の拠点づくりを進めるため、複合施設として建替えを進めています。

【今後の取組の方向性】

- 平成 30 年度（2018 年度）に公表した尼崎市公共施設マネジメント計画（方針 1：圧縮と再編の取組）における見直し対象施設に係る「今後の具体的な取組（素案）」について、市民・利用者・関係団体等からの意見を踏まえる中で、量の縮減による経費削減のみならず、防災対策としての建築物の耐震性の確保、省エネルギー化、複合化による新たな交流の場の創出、市民活動の一層の促進に寄与するよう、今後のまちづくりに活かすべく効果的に取組を進めていきます。

Ⅱ. 都市交通（本編 P.37 - 46）

（方向性）

「過度に自動車に頼らない、歩いて暮らせる都市環境の形成」に向けて、南北間の移動を支える機能の確保など既存の公共交通における利便性の維持、向上を図るとともに、徒歩や自転車利用を促すといった市民生活を支え、まちづくりの方向性と整合するような交通政策の検討に取り組みます。

また、臨海部をはじめ長期的展望に立った都市計画道路網の強化、鉄道駅と幹線道路などのアクセス性の向上や、駅前広場などの機能強化などに取り組むとともに、高齢者や障がい者、小さい子ども連れの人など、誰もが安全で快適に移動できる、ユニバーサル社会に対応した交通空間の形成を図ります。

1 公共交通（本編 P.39 - 40）

【方針】

鉄道やバス交通の機能維持及び利用促進を図ります。

【進捗管理のための指標】

- ・ 鉄道乗客数（1 日平均：10 万人当たり）（単位：人/日）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	49,311	50,350	50,453	50,482	51,012

（出典：尼崎市統計書）

- ・ 阪神バス㈱（旧尼崎市営バス）利用者数（1 日平均：10 万人当たり）

（単位：人/日）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	7,998	7,807	7,900	10,459	10,518

（出典：尼崎市統計書）

※旧市営バスから民間事業者へ移譲された H28 年度（2016 年度）より算出方法が一部変更となっています。

- ・ 阪神バス㈱（旧尼崎市営バス）1 日平均運転キロ数（単位：km）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	11,589	11,365	11,345	11,621	11,621

（出典：尼崎市統計書）

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- 将来にわたって市民にとって必要なバス交通サービスを確保する観点から、平成 28 年（2016 年）3 月に尼崎市営バス事業を民間事業者に移譲しました。
- 過度に自動車に頼ることなく、様々な交通モードが有機的に連携し、誰もが移動しやすい交通環境の実現を目指し、平成 28 年度（2016 年度）に「尼崎市地域交通計画」を策定し、公共交通の利便性向上、環境や健康にも配慮した交通手段への転換促進などを進めています。
- 福祉のまちづくりの実現を図るため、駅舎のバリアフリー化を促進することで、誰もが安全で円滑に駅舎を利用できるよう、駅舎へのエレベータ等設置に係る費用の一部について補助事業を進めています。平成 30 年（2018 年）3 月に JR 塚口駅西口の設置工事が完了し、阪急園田駅は平成 31 年度（2019 年度）のエレベータ設置に向けて取組を進めています。

【今後の取組の方向性】

- 「尼崎市地域交通計画」に基づき、目的地へより効率よく移動できるよう移動目的などに対応するバスネットワークの改編を行います。また、過度な自動車利用から公共交通などの適度な利用へ自発的な転換を促すモビリティ・マネジメントの推進を行います。加えて、高齢者・障がい者などに対しては、引き続き公共交通による外出を支援し社会参加を促進するため、バス運賃の助成を行います。

2 道路 / 3 駅前広場（本編 P.41 - 44）

【方針】

（道路）

- ①長期的な展望に立った都市計画道路網の検討を行います。
- ②災害に強い道路網の整備を進めます。
- ③橋梁の長寿命化に取り組みます。
- ④計画的かつ効率的に道路の整備を進めます。
- ⑤幅の狭い道路の解消に取り組みます。
- ⑥歩行者や自転車利用者の安全性や快適性の向上を図ります。

（駅前広場）

- ①都市景観や快適性に配慮した整備に努めます。
- ②交通結節機能の向上を図ります。

【進捗管理のための指標】

・都市計画道路の整備率

（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	85.7	85.8	86.0	88.8	89.0

※H28 年度（2016 年度）に都市計画道路網の見直しを行ったことにより、整備率が上昇しています。

・都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	75.2	83.2	79.2	82.0	80.5

（出典：市民意識調査）

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・長期未着手の都市計画道路について見直しを行い、5 路線の廃止を含む 12 路線について平成 28 年度（2016 年度）末に都市計画変更を行いました。
- ・老朽化が進む橋梁の長寿命化を図るため、平成 26 年度（2014 年度）末に策定した「尼崎市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、721 橋のうち平成 29 年度（2017 年度）末までに 24 橋の工事を完了しました。
- ・都市計画道路の整備については、市が長洲久々知線において、平成 28 年度（2016 年度）に JR 神戸線のアンダーパス部分の供用を開始し、JR 北側を継続して事業実施しているほか、兵庫県が園田西武庫線、尼崎宝塚線及び尼崎伊丹線において事業を実施しています。
- ・幅の狭い道路は市内全域にあります。特に防災上の課題を抱えている老朽住宅が密集する防災街区整備地区計画区域内では、壁面位置の制限や道路空間整備事業の実施に加え、地区まちづくりルールを活用による地域の活動により道路空間の確保に取り組んでいます。

- ・歩行者や自転車利用者の安全性や快適性の向上を図るため、平成 30 年（2018 年）10 月に「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」を改訂し、自転車の走行空間の整備を進めています。（整備済延長約 13.8km）
- ・平成 29 年（2017 年）中の人身事故件数に占める自転車関連事故件数の割合は兵庫県下で 23.2%であるのに対し、尼崎市では 39.6%（840 件）と兵庫県下で最も高い割合ですが、過去 10 年間ではじめて 40%を下回りました。引き続き自転車事関連故防止に向けて交通安全事業を進めます。
- ・自転車の持つメリットを最大限に活かすことのできる「自転車のまちづくり」を推進していくため、「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」を平成 29 年（2017 年）10 月に施行し、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」を平成 30 年（2018 年）3 月に策定し、市による指導を開始したほか、「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」などの個別計画とも連携し、市民・事業者とともに総合的に自転車のまちづくりを進めています。

＜平成 29 年度（2017 年度）の交通ルールの順守・マナーの向上に係る取組事例＞

自転車適正利用指導	条例に基づく指導回数は 86 回、指導カードの配布は 390 枚（平成 29 年（2017 年）10 月から）
自転車教室等開催	小学校 42 校中 41 校（98%）、中学校 19 校中 18 校（95%）、高校 14 校中 11 校（79%）で実施 老人会の集まりやデイサービス等で高齢者の方に交通安全教室を実施
自転車安全運転の日キャンペーン	警察などの関係機関と連携し、市内の駅前などで交通安全グッズやチラシ等を配布しながら声掛けするなどして、啓発活動を実施（毎月 23 日）

- ・道路の改良等工事に合わせて歩道の段差解消等に努めています。
- ・JR 塚口駅東側の工場跡地における開発において、地区計画を定める中で、駅前ロータリーが設置されました。
- ・阪急武庫之荘駅北ロータリーについて、平成 29 年度（2017 年度）に地元とワークショップを実施し、県警や交通事業者等と協議を行うなど整備案を調整しています。

【今後の取組の方向性】

- ・都市計画道路の整備について、事業着手時期を予め明らかにし、計画的かつ効率的に進めるために定めている「尼崎市都市計画道路整備プログラム」を平成 31 年度（2019 年度）を目途に改定します。
- ・臨海部の交通対策及び大阪湾ベイエリア各地との連携を図るため、尼崎伊丹線の国道 2 号から国道 43 号間を整備するとともに、五合橋線と尼崎伊丹線との接続、五合橋線の拡幅整備など、道路ネットワークの強化を検討します。
- ・平成 30 年度（2018 年度）末には橋梁の定期点検結果を踏まえた「尼崎市橋梁長寿命化計画」の見直しを行い、計画に沿った整備を進めていきます。
- ・防災街区整備地区計画区域内の地区施設等において、建替え等に伴い道路後退した部分の舗

装及び側溝整備等を行い、道路空間の確保を引続き図ることに加え、地区まちづくりルールの定着に向け地元の活動を支援します。

- 幅の狭い道路については、建替えの機を捉え道路空間を確保するため、後退部分の舗装及び側溝の整備、適正な管理を図ります。
- 引き続き交通安全教室や、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」に基づく、自転車適正利用指導などに取り組み、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るほか、「尼崎市自転車ネットワーク整備方針」に沿った自転車走行環境の整備を進めます。
- 阪急園田駅北側について、駅へのアクセス性の向上や駅前の機能の拡充のため、引き続き交通広場部分の早期整備を進めます。
- 阪急武庫之荘駅北ロータリーについては、利用者の安全性向上を目指し引き続き調整を進めていきます。

4 自動車駐車場（本編 P.44）

【方針】

適切な駐車場整備を促進します。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- 尼崎市住環境整備条例に基づき、10戸以上の共同住宅を建築する際に駐車場を設置するよう指導しています。（平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）までの累計実績：199件）
- 尼崎市建築物における駐車場の附置等に関する条例（以下「附置義務条例」といいます。）に基づき、商業系用途地域に一定規模以上の建築物を建築する場合に駐車場の附置を義務付けています。（平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）までの累計実績：6件）
- 平成29年度に附置義務条例の改正を行い、安心して歩いて暮らせる都市環境の形成を目指し、対象となる建築物の規模や敷地外への設置の基準等を緩和しました。
- 駐車場法に基づき、路外駐車場を設置したときには市への届出を必要としています。（平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）までの累計実績：7件）

【今後の取組の方向性】

- 共同住宅を建築する場合において必要となる駐車場台数のうち、敷地内に設置する台数の基準を検討します。

5 自転車駐車場（本編 P.44 - 45）

【方針】

放置自転車を抑制し駐車秩序の確立を図ります。

【進捗管理のための指標】

- ・ 放置自転車台数 (単位：台)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	3,086	2,045	1,169	570	319

- ・ 市内の自転車駐車場における総収容台数 (単位：台)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	41,882	42,975	43,444	43,898	43,967

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 駅前の放置自転車の減少を目指し、平成 24 年度（2012 年度）に市立 JR 尼崎駅南自転車駐車場他 2 箇所に指定管理者を導入し、効果検証後、平成 27 年度（2015 年度）にすべての市立自転車駐車場に拡大しました。導入後、自転車駐車場への誘導を行っていることや撤去回数の増加等により、放置自転車台数が大幅に減少してきています。
- ・ 自転車駐車場の収容台数を増加させるため、平成 26 年度（2014 年度）から民間が整備・設置する駐輪場に関する補助制度を創設し、平成 29 年度（2017 年度）末で 726 台分整備されました。
- ・ 放置自転車防止に向けた取り組みとして、バリケードに代わるサインキューブを平成 29 年度（2017 年度）に主要駅へ導入し、さらに市内各駅への導入を進めています。
- ・ 尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例により、近隣商業地域及び商業地域内において商業施設に自転車駐車場の設置を義務付けています。（平成 26 年度（2014 年度）から 29 年度（2017 年度）までの実績：7 件）
- ・ 尼崎市住環境整備条例に基づき、10 戸以上の共同住宅（平成 31 年（2019 年）5 月 1 日以後に事前協議申請書等が提出されたときは、全ての共同住宅）を建築する際に自転車駐車場の設置を義務付けています。（平成 26 年度（2014 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの実績：199 件）
- ・ 平成 30 年度（2018 年度）に商業施設及び共同住宅における駐輪場の附置基準の改正を行い、対象範囲を拡大します。（平成 31 年（2019 年）5 月施行予定）

【今後の取組の方向性】

- ・ 商業施設や共同住宅における駐輪場附置義務制度の改正により、更なる放置自転車の減少に向けての取組を進めます。

Ⅲ. 市街地整備（本編 P.47 - 53）

（方向性）

土地の高度利用や都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災性の改善などを図る必要がある区域において、地域の課題に対応し、安心して生活できる安全で魅力ある市街地整備を進めます。

【方針】

- ①既成市街地の更新に取り組みます。
- ②駅前の活力あるまちづくりに取り組みます。
- ③まちの防災性や住環境の向上を図ります。
- ④地区計画など地域主体のルールづくりを支援し、地域主体のまちづくりを促します。
- ⑤地区計画などの活用により、地区の魅力を向上させるまちづくりに取り組みます。
- ⑥フェニックス埋立地は、魅力的な市街地として適切な土地利用を誘導します。

【進捗管理のための指標】

- ・市街化区域内において、建築物が更新された土地面積（累計）（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	16.4	46.0	80.3	111.9	136.5

- ・駅前の商業・業務地（約 166ha）における建築物のうち商業・業務施設の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	20.4	32.4	30.7	30.5	30.6

- ・防災街区整備地区計画内において、建替えに併せて道路拡幅された部分の割合（累計）
（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	1.3	1.6	2.6	3.1	4.0

- ・地区計画など、地区のルール作りに向けて活動中のまちづくり協議会等の団体数
（単位：団体）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	3	4	4	4	5

- ・地区計画など、地域のルールの策定件数（累計）（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	38	38	38	38	40

（40 件の内訳：地区計画 30 件、地域の自主的なまちづくりルール：10 件）

- ・フェニックス事業用地における埋立竣工済面積（総事業面積：約 113ha）（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	56.9	56.9	56.9	56.9	56.9

（出典：兵庫県）

- ・フェニックス事業用地において事業者分譲を行った面積（累計）（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	0	2.8	2.8	2.8	2.8

（出典：兵庫県）

- ・空家対策に関する法令に基づき、市が助言・指導等をおこなっている物件のうち、除却された老朽危険空家等の除却件数（累計）（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	-	-	-	-	34

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・地区計画等が定められている区域内において、土地の区画形質の変更や、建築物等の建築や工作物の建設をする場合、届出制度に基づいて、地区のまちづくり方針に沿った指導を行っています。

地区計画区域内における建築等の行為に係る届出件数（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	124	173	109	79	67

- ・密集市街地においては、防災街区整備地区計画により建替えに合わせた地区の防災性の向上を図っており、平成 29 年度（2017 年度）に下坂部川出地区において、5 件目となる防災街区整備地区計画を策定しました。
- ・防災街区整備地区計画区域内において、狭あい道路に接する土地で新築等を行うことにより生じる後退用地の整備及び幅員 4 メートル未満の道路拡幅整備等を行うことにより、道路空間を確保し、地域住民の日常生活における利便性の向上及び、災害時における安全の確保を図っています。

密集住宅市街地道路空間整備事業の整備実施延長累計（単位：m）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	103.2	132.8	209.5	257.3	325.2

- ・防災街区整備地区計画区域内において、建替えが難しい狭小地や無接道地とその隣接地を統合し、住宅を建築した場合に補助金を交付する隣地統合促進制度を平成 30 年度（2018 年度）から開始し、建替促進による防災性向上を図っています。
- ・戸ノ内地区においては、平成 27 年度（2015 年度）に住宅地区改良事業が完了し、平成 30 年度（2018 年度）に住宅市街地総合整備事業が完了予定であり、道路拡幅や公園整備等により、地域の防災性向上と良好な住環境の形成が進んでいます。

- きめ細かなまちづくりを誘導するため、地区計画制度を補完する「地区まちづくりルール制度」を平成 28 年度（2016 年度）に創設し、ルールの策定及び定着に向けた活動が進んでいます。（登録まちづくり活動団体数：5、認定ルール数：3）＜再掲＞
- 良好な住環境の保全及び地域の豊かなまちづくりの形成を目的として、平成 29 年度（2017 年度）に「塚口北地区地区計画」が策定され、同地区において地区まちづくりルールの活用による良好な住環境形成に向けた活動が始まっています。＜再掲＞
- 平成 28 年度（2016 年度）末に策定した「尼崎市立地適正化計画」において、医療、福祉、商業などの都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供が図られることを目的に、広域拠点及び地域拠点として位置付けている駅周辺の商業地を、都市機能誘導区域に設定しました。＜再掲＞
- 阪神尼崎駅周辺地区においては、歴史・文化という新たな都市イメージの付加による、市民のまちに対する誇りや愛着の醸成と交流人口の増加による地域経済の活性化を目指し、平成 28 年度（2016 年度）から尼崎城址公園や既存校舎を活用した歴史館機能等の整備を行う「都市再生整備計画事業」を実施しています。
- JR 尼崎駅南地区については、広域拠点としてふさわしい土地利用を誘導するため「JR 尼崎駅周辺（南地区）の土地利用誘導方針」を平成 28 年度（2016 年度）に策定しました。＜再掲＞
- JR 塚口駅東側の工場跡地における大規模な土地利用転換において、適正な土地利用誘導のために平成 26 年度（2014 年度）に「JR 塚口駅東地区地区計画」を策定し、良好な住環境の形成に寄与する民間開発が行われました。
- フェニックス用地については、平成 30 年（2018 年）1 月にふ頭用地において自動車関連企業が操業開始したほか、分譲に向けて兵庫県が整備を進めており、早期の土地利用を目指して市としても働きかけを行いました。
- 全国的に空家の増加が社会問題となる中、空家等に関する対策を体系的に整理し、「尼崎市空家等対策計画」を平成 29 年度（2017 年度）に策定し、空家の除却・建替えや利活用、発生抑制、適正な管理の促進等、総合的に空家等対策を進めていきます。

【今後の取組の方向性】

- 引き続き地区計画やまちづくりルール制度等様々な制度の活用により、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び防災性の向上を目指した地域の活動への支援を行います。＜再掲＞
- 密集市街地の改善に当たっては、隣地統合促進制度の周知に努めるほか、新たな施策の実施に向けた検討を行います。また、防災街区整備地区計画区域内の道路空間の確保を進め、道路後退用地の測量の実施や寄付による取得などの検討を行います。
- 依然として防災上の課題のある密集市街地は市内に多数あることから、地区計画を策定していない地域においても、住民に対する防災意識の高揚、協働によるまちづくり意識の醸成を図り、安全・安心なまちづくりへの支援を行います。
- 「尼崎市空家等対策計画」に基づく以下の空き家対策を検討するほか、空き地の対策につい

ても検討します。

a. 空家所有者等の管理意識・知識の向上

空家相談会の開催や啓発チラシの配布等により、意識啓発と情報発信を推進します。また、法務や不動産等の関係団体（以下「関係団体」といいます。）と協力・連携し、相談体制を整備します。

b. 老朽危険空家等の管理不全対策の推進

管理不全が進行した空家等については、所有者への指導等を通じて除却を迅速に進めるとともに、所有者不明空家等への対策を講じることにより管理不全対策に取り組みます。

c. 空家等の流通・利活用の促進

リフォーム等を実施すると利活用が可能な空家等については、リフォーム等の実施を支援することにより、流通・利活用を図ります。

d. 空家等の除却・建替え・跡地活用の促進

老朽化が著しく、リフォームに多額の費用がかかるなど、利活用が難しい空家等については、除却・建替え・除却した跡地の活用を促進します。

e. 事前対策による空家等発生抑制

市の関連部局や関係団体と連携し、高齢者を中心とした建物所有者の意識向上を図り、空家等発生抑制に取り組めます。

f. 空家等の適正な管理の促進

継続的に空家等の実態を把握し、関係団体と連携して空家等管理の支援の仕組みを整えるなど、空家等の適正な管理を促進します。

g. まちづくりによる取組の推進

街区単位など、隣接する建物等を含めた接道条件の確保や共同化等、複数の権利者の合意を前提とした取組を推進します。

- 大規模な土地利用転換においては、なるべく早い段階から市の考え方について事業者理解を求めて、良好な開発に誘導する仕組みを研究します。
- 引き続き公共建築物跡地の活用については、原則として売却する中で、住民の意見を聞きつつ民間活力手法により良好な住宅用地や公園、道路その他地域に必要な各種施設の誘導や、環境や景観、コミュニティ形成への配慮も検討し、周辺地域を含めたまちづくりが行われるよう促します。
- フェニックス用地については、引き続き兵庫県との連携を図りつつ、早期の土地利用を目指します。
- 今後、無秩序な開発等により防災上、道路ネットワークが不十分となることが想定される地区（食満、阪急塚口駅北など）については、対応策を検討していきます。

IV. 都市環境（本編 P.54 - 66）

（方向性）

市民、産業界、行政が一丸となって環境と経済の両立をめざしながら、持続可能な社会の形成のため、循環型及び低炭素まちづくりを推進します。

また、河川や水路、運河、海岸などの豊かな水辺があり、まちなかに緑があふれ、多様な命がいきづき、季節を肌で感じることができるまちをめざします。

緑は、人々の憩いの場、レクリエーションの場としてうるおいとやすらぎを与えるだけでなく、大気の浄化やヒートアイランド対策など環境負荷の低減や災害時の安全性の確保に効果を発揮します。そのため、公園緑地の整備のほか、道路や鉄道沿線の緑化、建築物敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化などにより都市緑化を推進するとともに、運河や河川も含めた水辺と緑のネットワークの充実を図ります。

1 環境の保全、改善と創造（本編 P.56 - 58）

【方針】

- ①臨海地域において自然環境の回復や環境創造のまちづくりを市民・事業者・行政が協働で進めます。
- ②生物多様性に配慮した、人と環境が共生するまちをめざします。
- ③自然林などの活用を通して環境保全意識の醸成に努めます。
- ④自動車公害対策を推進します。
- ⑤低炭素社会の形成をめざします。
- ⑥循環型社会の形成をめざします。

【進捗管理のための指標】

- ・ 尼崎の森中央緑地の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	23	51	59	59	59

（出典：兵庫県）

- ・ 身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	61.0	44.2	64.5	66.0	66.0

（出典：市民意識調査）

- ・ 主要幹線 16 路線に面する地域にある評価対象戸における環境基準達成率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	97.2	97.4	97.9	98.0	98.4

（出典：市内主要幹線道路自動車騒音等調査報告書）

- ・市内主要幹線沿いの二酸化窒素測定所における環境基準達成率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	100	100	100	100	100

（出典：環境監視センター報）

- ・市内における二酸化炭素の年間排出量（単位：千トン/年）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	3,513	3,225	3,120	3,271	3,051

（出典：市内温室効果ガス排出量推計結果報告書）

- ・焼却対象となるゴミの年間排出量（単位：トン/年）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	141,043	138,217	137,473	135,525	134,598

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・臨海地域においては、活力あるまちの再生に向け、「尼崎 21 世紀の森構想」に基づく取組を進めています。
- ・平成 28 年度（2016 年度）に改定した「尼崎 21 世紀の森づくり行動計画」の進捗状況をはかる指標の一つとして、目標値による評価に加え、臨海部で活動する市民、企業・団体等の取組におけるエピソードや意見を可能な限り集約・分析して今後の活動の改善につなげる「エピソード評価」を試行しました。また、兵庫県立尼崎の森中央緑地や北堀運河を中心に、イベントや環境学習を開催し、臨海部の魅力発信や森づくりを推進しました。
- ・身近な自然や生き物を大切に、環境と共生する持続可能なまちづくりに取り組む態度を育てるため、小学校 3 年生での環境体験事業および小学校 5 年生での自然学校の実施に加え、平成 26 年度（2014 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までは小学校 4 年生を対象に、尼崎の森中央緑地などでの体験学習やクリーンセンターなどの施設見学を実施しました。
- ・市が行う事務・事業における生物多様性への配慮について整理した「尼崎市生物多様性保全・創出ガイドライン」を平成 28 年度（2016 年度）に策定しました。
- ・再生可能エネルギーの活用として、平成 26 年度（2014 年度）から太陽光発電設備の公共建築物への屋根貸しを開始し、平成 26 年度（2014 年度）に 2 件（あこや学園、尼崎市立尼崎高等学校）、平成 27 年度（2015 年度）に 1 件（武庫公民館）行いましたが、既存の公共建築物については適したものがないことから、平成 28 年度（2016 年度）以降の募集を休止しています。
- ・平成 27 年度（2015 年度）から一定規模以上の住宅開発の際に、各住宅において電力を管理するシステムの導入と地域における電力の使用状況を把握できるシステムを導入するとともに、このシステムを活用しながら、地域経済の活性化に繋がる仕組みが構築された街区を「尼崎版スマートコミュニティ」として認定し、支援する制度を設けています。平成 27 年度（2015 年度）に 1 件認定を行いました。

- 第 2 次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画については、パリ協定の発効など国内外の動向を踏まえた計画とするため改定を行いました。
- レアメタル等の有用金属のリサイクル推進のため、平成 27 年度（2015 年度）から「自己搬入ごみ」を対象に開始した小型家電のリサイクルについて、平成 28 年度（2016 年度）から「金属製小型ごみ」、「大型ごみ」、「臨時ごみ」も対象としました。さらに平成 29 年度（2017 年度）からは「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」へ参加し、市内で開催される環境イベント等で使用済み携帯電話等の回収を行っています。
- 食品ロス削減を目指し、実態を把握するため平成 29 年度（2017 年度）から生ごみの組成分析を開始したほか、市民や事業者に対して啓発を行っています。また、生ごみを有効活用する方法として生ごみたい肥化講習会の開催や、生ごみ処理機等の購入費補助を行っています。
- 猪名川自然林については、自然と文化の森協会による小学生を対象とした体験学習を実施しています。佐璞丘公園については、自然と文化の森構想に基づく、万葉の森佐璞丘再生プロジェクトに取り組み、樹木板の設置や地域の清掃活動等を実施しており、市民を中心とした環境保全の取組が進められています。
- 事業者が自主的かつ率先的な環境保全活動を行うことによって、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全し、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全に資することを目的として、市内 32 社 33 事業所と環境保全協定を締結しています。

【今後の取組の方向性】

- 今後も引き続き、尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するため、「森と水と人が共生する環境創造のまち」の実現に向けて、県民や企業等の参画と協働を得て、地域に愛され、学びや楽しみの場として幅広い利活用がなされる、地域に親しまれる森づくりをめざします。
- あまがさき環境オープンカレッジを通じて、市内の自然環境や生き物について学べる講座を開催していくとともに、「尼崎市生物多様性保全・創出ガイドライン」を活用しながら、市民団体と協力して市内に残る自然とそこに生息する生き物の保全活動に取り組むことで、ガイドラインにある考え方の周知に努めていきます。
- 「尼崎版スマートコミュニティ」認定制度を活用しながら、街区レベルでのエネルギー管理と地域経済の活性化などを両立できる開発を支援していきます。また、再生可能エネルギーがなるべく市内で循環するようエネルギーの地産地消・融通について検討をしていきます。
- 引き続きごみの減量・リサイクルを推進し、平成 37 年度（2025 年度）に耐用年数を迎えるクリーンセンター第 1 工場の建替えをせずに廃止するなど、経済的かつ効率的なごみ処理体制を構築します。

2 緑の保全と創出（本編 P.58 - 61）

【方針】

- ①自然林や社寺林などの保全を図ります。
- ②都市緑化を進めます。
- ③適切な都市公園の配置や整備について検討します。
- ④利用者の意見を取り入れた、誰もが利用しやすい公園緑地の整備に取り組みます。
- ⑤都市農地の保全と活用を進めます。

【進捗管理のための指標】

- ・保護樹木（樹林）の総指定面積（単位：㎡）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	77,423	77,423	77,423	77,423	78,090

（出典：公園・緑化のあゆみ）

- ・住環境整備条例に基づく開発事業緑化面積（累計）（単位：㎡）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	262,399	281,692	294,125	306,093	314,539

（出典：公園・緑化のあゆみ）

- ・環境の保全と創造に関する条例に基づく建築物緑化面積（累計）（単位：㎡）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	53,940	57,636	62,216	70,530	72,342

（出典：公園・緑化のあゆみ）

- ・公共施設の緑化に係る実績（累計）（単位：本）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	8,421	10,694	26,844	27,428	30,826

（出典：公園・緑化のあゆみ）

- ・都市公園の整備面積（累計）（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	192.01	200.15	203.18	203.22	203.19

（出典：公園・緑化のあゆみ）

- ・新設または大規模な再整備の際にワークショップを実施した公園数（累計）（単位：箇所）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	10	11	11	11	11

- ・生産緑地地区の指定面積＜再掲＞（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	79.9	78.2	77.4	76.0	74.6

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- 自然林や社寺林などの保全を図るため、「尼崎市の環境をまもる条例」により、保護樹木（樹林）を指定しています。
- 都市緑化を進めるため、「尼崎市住環境整備条例」に基づく開発基準や、「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」等により、一定規模以上の開発事業時に緑地を創出させており、毎年増加しています。
- 平成 28 年度（2016 年度）に「尼崎市住環境整備条例」に基づく開発基準（技術基準）を一部改正し、緑地の確保とともに沿道緑化の誘導を図り、1006.8 m²が沿道に整備されました。
- 「尼崎市住環境整備条例」に基づく公園の開発基準について、本市の都市特性に応じた都市公園の配置基準や都市計画法の開発許可基準との整合を図るため、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合に公園の整備に代えて一定規模の緑地を整備することとする内容に見直しを行いました。
- 都市公園の整備については年次的に進めており、平成 28 年度（2016 年度）には宮の北公園の都市計画変更を実施し、平成 30 年度（2018 年度）には城内地区のまちづくりの一環として尼崎城址公園の都市計画変更を実施し、整備を行っています。
- 平成 26 年度（2014 年度）に塚口墓前公園の整備にかかるワークショップを開催し、平成 27 年度（2015 年度）に塚口清水公園として整備を実施しました。
- 臨海工業地域において集客施設・親水空間施設といったレクリエーション施設などの複合的な機能を導入した「兵庫県立尼崎の森中央緑地」が順次整備されています。

＜兵庫県立尼崎の森中央緑地の整備実績＞

平成 26 年度	小学生をはじめとする環境学習、植樹・育樹やまちづくり活動の拠点となるパークセンターが開設
平成 27 年度	県立公園では最大級となる大芝生広場（約 2.4ha）がオープン
平成 28 年度	森の遊具を設置
平成 29 年度	茅葺き民家の移築・復元、遊具を設置
平成 30 年度	都市緑地部分 18.9ha を全面開園、茅葺き民家周辺を整備

- 市内農地の保全を図るため、生産緑地地区の指定基準について、平成 29 年度（2017 年度）に一団地として認められる要件を緩和し、さらに面積要件についても平成 30 年度（2018 年度）に「500 m²以上」から「300 m²以上」へと緩和する条例を制定しました。
＜再掲＞
- 都市農地の保全と市民のレクリエーションの場の提供を目的とし、市民農園、体験型市民農園の運営及び開設に係る支援事業を行っています。平成 29 年度（2017 年度）には武庫地区で 1 箇所の市民農園を新規開設しました。
- 平成 29 年度（2017 年度）に生産緑地地区の関係法令の改正等に合わせて市民農園の開設対象農地の範囲を拡げるため、市民農園の指定要件を概ね「500 m²以上」から「300 m²以上」に緩和しました。

- 平成 29 年度（2017 年度）に意欲のある農業者に対し、安定して営農を継続していくための支援策として「認定農業者制度」を創設しました。＜再掲＞
- 市民ボランティアの協力を得ながら、尼崎の伝統野菜である尼諸栽培などに取り組み農地保全に努めています。
- 平成 29 年度（2017 年度）に実施した農業公園のボタン園及びハナショウブ園の改修工事では、株分けや植え付けを市民ボランティアと協働で行うことにより、市民が身近な自然に触れることができる環境や貴重な機会を提供しました。

【今後の取組の方向性】

- 今後も引き続き、「尼崎市緑の基本計画」に基づき、市民や事業者と協働で「関わる」「活かす」「守り育てる」「工夫してつくる」ことにより、緑の質を高める取組を進めます。
- 長期末着手の都市計画公園・緑地の都市計画変更手続きを進めると共に、存続するものについては、整備の推進に向けた検討を行います。
- 指定から 30 年を経過した生産緑地地区を引き続き同様の扱いとする「特定生産緑地制度」が創設されたことを受け、平成 34 年（2022 年）までに指定を行うとともに、生産緑地制度に関し改めて周知を行い、生産緑地地区の指定面積の維持に努めます。＜再掲＞
- 尼崎市都市緑化植物園として位置づけられている上坂部西公園や、大気汚染対策緑地として整備された元浜緑地等の緑化普及啓発フィールド公園で、ボランティアとの協働で進めている緑の普及啓発活動を拡充していきます。
- 周辺農地と一体となった田園景観を有し、市民に花と緑豊かな環境を提供している農業公園について、公園の目的を整理した上で、目的に沿った取組や事業を推進できるよう、地域や関係団体とそのあり方の検討をしていきます。
- 都市農業をとりまく環境の変化、市民の意識やニーズに対応していくため、農家アンケートの結果の分析を進めながら、将来を見据えた有効な農地保全、農業振興策の実施に繋げていきます。＜再掲＞

3 下水道（本編 P.61 - 63）

【方針】

- ①下水道施設の計画的な更新を行います。
- ②下水道施設の有効利用を図ります。
- ③合流式下水道の改善と高度処理・省エネルギー化を推進します。

【進捗管理のための指標】

- ・改築、更新計画において対象路線となっている管渠延長の整備率 （単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	19.5	30.9	34.1	38.9	50.0

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・「尼崎市下水道中期ビジョン」（平成 24 年度（2012 年度）～33 年度（2021 年度））に基づき、経年劣化した下水道施設の計画的な改築・更新を進めています。
- ・下水道施設の有効利用の一つとして、浄化センターや中継ポンプ場の一部を津波等一時避難場所に指定しています。（3 箇所）

【今後の取組の方向性】

- ・平成 34 年度（2022 年度）からの次期「尼崎市下水道中期ビジョン」に基づき、引き続き下水道施設の計画的な改築・更新を進めていきます。

4 河川、水路、運河（本編 P.63 - 64）

【方針】

- ①総合的な治水対策とあわせて環境保全と親水性の向上を図ります。
- ②水質の浄化と親水空間の創出に取り組みます。

【進捗管理のための指標】

- ・庄下川都市基盤河川改修事業における対象路線の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	43	43	43	47	52

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・「21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト」に基づき、尼崎キャナルガイドの養成講座や「うんぱく」等の各種イベントを開催し、企業と市民の相互交流や運河を核とした魅力ある地域づくりを推進します。

「21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト」の実績（単位：回）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
環境学習事業（小学校 3・4 年生）	6	6	6	8
尼崎キャナルガイド養成講座	6	6	8	7
オープンキャナルディ	12	12	12	12

- ・平成 29 年度（2017 年度）に総合治水対策基本ガイドラインを作成しました。
- ・庄下川において治水機能の強化、老朽化護岸の改修を図り、洪水災害を防止するために、平成 14 年度（2002 年度）より庄下川都市基盤河川改修事業を行っています。
- ・庄下川に設置している浄化施設（ポンプ等）について、平成 27 年度（2015 年度）より順次改修を行っており、水質の維持・向上を図っています。

【今後の取組の方向性】

- ・庄下川都市基盤河川改修事業は引き続き計画的に進め、治水機能の強化を図ります。
- ・水路網再編計画策定に向けて計画的に調査を進めます。

5 港湾施設（本編 P. 64）

【方針】

緑地整備などによる臨海部の環境の向上を図ります。

【進捗管理のための指標】

- ・ 臨海部における港湾緑地面積（累計）（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1

（出典：兵庫県）

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 臨海部における環境の向上の一躍を担う港湾緑地の整備が進められています。

【今後の取組の方向性】

- ・ 近年の尼崎西宮芦屋港をとりまく社会・経済情勢の変化、港湾に関する新たな要請・動きなどに応えるため、港湾計画の改訂に向けた検討が進められています。

6 ごみ焼却施設（本編 P.64 - 65）

【方針】

ごみ焼却施設の長寿命化や環境に配慮した施設の更新、機能向上に取り組めます。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ごみ焼却施設の施設改築、延命化に係る事業の実績は以下のとおりです。

年度	内容
H25 年度	①資源リサイクルセンター延命化工事
H26 年度	①資源リサイクルセンターの延命化工事 （選別施設の残渣コンベア等更新） ②第 1 工場の延命化工事（自動制御装置更新） ③第 2 工場の延命化工事（ボイラー過熱器管等更新）
H27 年度	①第 1 工場の延命化工事（自動制御装置更新） ②第 2 工場の延命化工事（ボイラー過熱器管等更新）
H28 年度	①資源リサイクルセンターの延命化工事 （選別施設の残渣コンベア等更新） ②資源リサイクルセンターの補修工事（空調設備更新及び外壁改修工事） ③第 2 工場の延命化工事（ボイラー過熱器管等更新）
H29 年度	①第 2 工場の延命化工事（3 次過熱器及びクレーンバケット更新）

- 平成 30 年度（2018 年度）にごみ処理施設の更新に向けた新ごみ処理施設整備基本構想を策定しています。

【今後の取組の方向性】

- 基本構想に基づき、平成 31 年度（2019 年度）に新ごみ処理施設整備基本計画の策定を予定しています。

7 卸売市場（本編 P.65）

【方針】

卸売市場の健全な運営などに取り組みます。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- 卸売市場の施設の修繕等の実績は以下のとおりです。

年度	内容
H25 年度	冷蔵庫棟屋上防水工事・屋上駐車場粉末消火設備ポンプ取替工事
H26 年度	冷蔵庫棟二酸化炭素消火設備ポンプ取替工事
H27 年度	冷蔵庫棟高圧受電設備改修工事
H28 年度	管理棟 2 階屋上防水工事
H29 年度	仲卸店舗棟通路等ＬＥＤ照明化工事

【今後の取組の方向性】

- 現在不在となっている水産物部卸売業者の入場に向け、関係者と連携しながら引き続き取り組みを進め、その動向を踏まえて、今後のあり方について検討します。

8 火葬場（本編 P.65）

【方針】

火葬炉の増炉など設備の強化などを検討します。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 弥生ヶ丘斎場の施設改築等に係る事業の実績は以下のとおりです。

年度	内容
H25 年度	・ 火葬炉設備の電気設備 6 系列のうち 2 系列を更新 ・ 集塵装置にろ布 6 系列のうち 1 系列交換
H26 年度	・ 火葬炉設備の電気設備 6 系列のうち 2 系列を更新 ・ 集塵装置にろ布 6 系列のうち 1 系列交換
H27 年度	・ 火葬炉設備の電気設備 6 系列のうち 1 系列を更新
H28 年度	・ 火葬炉の耐火材 11 基のうち、1 基分全面積替 ・ 集塵装置にろ布 6 系列のうち 1 系列交換
H29 年度	・ 火葬炉の耐火材 11 基のうち、1 基分全面積替 ・ 集塵装置にろ布 6 系列のうち 1 系列交換

- ・ 平成 30 年度（2018 年度）に火葬炉の耐火材 11 基のうち、1 基分全面積替及び火葬炉 2 基増設工事を実施しました。

【今後の取組の方向性】

- ・ 今後、火葬件数が増加することが予想されるため、運営体制の見直しなどを検討していきます。

V. 都市景観（本編 P.67 - 72）

（方向性）

本市の特性を活かし、「誇りと愛着と活力のある美しいまち」をめざし、面的な「まちなみ景観」、線的な「まちどおり景観」、点的な「まちかど景観」の各側面から、よりいっそう特色のある都市美形成を図ります。

1 用途地域による景観類型別の都市美誘導（本編 P.69）

【方針】

用途地域により景観を類型化し、その区分に応じて地域らしさを活かした都市美形成を誘導します。

- ①住居系地域
- ②商業系地域
- ③工業系地域

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・景観法第 8 条第 1 項に規定する景観計画として策定された「尼崎市都市美形成計画」において、用途地域に応じた色彩及び形態意匠の誘導基準を定めており、同法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出の義務付けにより都市美形成を誘導しています。

景観法第 16 条に基づく届出制度に係る届出件数 (単位：件)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	89	79	64	75	103

【今後の取組の方向性】

- ・平成 23 年度（2011 年度）に策定した「尼崎市都市美形成計画」の経過 10 年を目途に、計画の内容について点検を行います。

2 都市美形成上重要な地域などの都市美誘導（本編 P.70）

【方針】

幹線道路等沿道や鉄道沿線、景観が開けた河川・運河沿いなどの地域については、都市美アドバイザーから助言を行うなど、都市美誘導の重点化を図ります。

- ①主要駅周辺地域
- ②幹線道路等沿道・鉄道沿線
- ③河川・運河・海岸沿い
- ④歴史的景観を備えた地域
- ⑤その他

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- 大規模建築物等の協議・届出対象に該当するもののうち市のイメージに大きな影響を及ぼすものについては、届出に先立って都市美アドバイザーチームとのデザイン協議を義務付けています。

都市美アドバイザーチームによる助言指導件数（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	68	64	37	50	49

- 道路、公園等は、都市美形成ガイドライン（土木編）に基づき、景観への影響が大きいものについて、都市美アドバイザーチームとデザイン協議を行っています。（平成 29 年度（2017 年度）：2 件（尼崎城址公園、南武橋））
- 平成元年 7 月から、寺町及びその隣接する地域（約 7.7ha）を「寺町都市美形成地域」に指定しており、当該地域内での新築、増改築等に当たっては、都市美アドバイザーチームとのデザイン協議及び届出を義務付けています。

寺町に係る届出制度に係る届出件数（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	3	1	3	1	1

- 都市美に対する市民の意識の高揚及び都市全体と地域それぞれの魅力の向上を図ることを目的とし、「まちかどチャームング賞」を 5 年ごとに開催しています。平成 28 年度（2016 年度）に「第 9 回まちかどチャームング賞」を開催し、4 部門 10 作品の表彰を行いました。
- 市民の方にも、景観に興味を持っていただくため、様々な手法で PR を行っています。（平成 28 年度（2016 年度）：市民向けパンフレット「まちのながめ」の改訂、平成 29 年度（2017 年度）以降：「まちのながめ」のパネル展示及びInstagramによる情報発信）

【今後の取組の方向性】

- 寺町は、引き続き歴史的景観の保全と活用を図ります。
- 阪神尼崎駅周辺のサイン計画等についても、地域資源への円滑な案内及び誘導が行われるよ

う都市美アドバイザーチームとデザイン協議を行います。

- パネル展示、Instagram等による「まちのながめ」の情報発信及び普及啓発に引き続き取り組みます。

3 屋外広告物規制による都市美誘導（本編 P.71）

【方針】

適切な屋外広告物の規制・誘導を行います。

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 尼崎市屋外広告物条例及び尼崎市屋外広告物条例施行規則に規定する許可基準等に基づき、屋外広告物に係る設置許可、指導等を行っています。

屋外広告物の許可申請件数

（単位：件）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	479	481	509	525	487

- ・ 平成 26 年度（2014 年度）に尼崎市屋外広告物条例を一部改正して広告塔、置き看板、自光式広告物塔及び屋上板状広告物について規制を強化し、平成 27 年度（2015 年度）に壁面を利用する広告物に係る許可基準の運用を作成しました。
- ・ 屋外広告物の落下等事故の未然防止及び良好な景観形成のため、市内に設置されている屋外広告物の実態調査を行いました。平成 29 年度（2017 年度）は山手幹線沿道に設置されている屋外広告物の実態調査を行い、非常に危険なものは無かったものの、放置すれば危険と思われる広告物 14 件及び許可の未申請物件 222 件が判明したため、必要な是正指導を進めています。（平成 29 年度（2017 年度）：山手幹線、平成 30 年度（2018 年度）：尼崎宝塚線）
- ・ 毎年、不法広告物の一斉指導、取締り除却及び啓発活動を通じ、市民、事業者及び行政の協働により、美しいまちを創出する取組を行っています。

【今後の取組の方向性】

- ・ 平成 31 年度（2019 年度）以降も引き続き屋外広告物の実態調査を行い、必要な是正指導を進めます。

VI. 都市防災（本編 P.73 - 80）

（方向性）

地震、火災、津波や水害などの防災対策については、阪神・淡路大震災や東日本大震災のほか、これまでに本市が経験した大型台風、集中豪雨など自然災害の教訓を活かし、被害を未然に防ぐとともに、災害が発生した場合に被害を最小限に抑えられるよう、災害に強いまちづくりを進めます。

また、ハザードマップなどの作成や防災に係る講習会の実施などを通じて、市民・事業者の防災に対する意識の向上を図るとともに、自主的に実施する防災訓練を支援するなど日ごろからの防災対策を促進します。

1 防災まちづくりの推進（本編 P.76）

【方針】

災害に強いまちづくりを推進します。

【進捗管理のための指標】

- ・ 尼崎市の消防・防災体制に対して、安心感を持っている市民の割合（単位：％）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	66.4	78.4	73.6	79.6	76.5

（出典：市民意識調査）

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・ 地域防災力向上のため、自主防災会が実施する地域の防災マップづくりや防災訓練、防災講座などの防災活動を支援しています。

地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数（単位：回）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	41	46	44	48	46

地域が自主的に作る防災マップの作成地域数（累計）（単位：箇所）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実績値	25	32	39	45	53

- ・ 法令改正や国、県の防災計画の修正、東日本大震災の教訓や新たな災害想定を踏まえて、平成 26 年度（2014 年度）に地域防災計画の改訂を実施して以降、毎年修正しています。平成 29 年度（2017 年度）は避難情報の名称変更や尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の策定を踏まえた修正を行いました。
- ・ 平成 30 年度（2018 年度）は、大阪府北部地震への対応や台風第 21 号による高潮、大規模停電をはじめとした風水害対応について検証を行い、防災対策の見直しを進めています。
- ・ 避難場所について市民・事業者への意識付けを行うと共に、来街者も含め災害時の円滑な避難行動につなげるため、指定避難場所と津波等一時避難場所を兼ねる小・中学校、高等学校

等に向かう主要道路の電柱に誘導板を整備しました。

- 国による浸水想定の見直しを受け、猪名川・藻川の洪水ハザードマップの更新を行いました。

【今後の取組の方向性】

- 今後も毎年、地域防災計画の見直しを行い、市民の安全確保と災害による被害の軽減を目指し、市民・事業者・行政が一丸となって安全・安心のまちづくりを推進します。
- 各種ハザードマップは、引き続き更新を行うとともに周知に努めます。

2 震災（本編 P.76 - 77）

【方針】

- ①建築物などの耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりに取り組みます。
- ②災害時のライフラインの機能確保に取り組みます。
- ③津波対策に取り組みます。

【進捗管理のための指標】

- ・市内の建築物のうち、新耐震基準適用後に建築された建築物の割合（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	37.5	53.8	54.8	55.2	56.1

- ・耐震化事業対象となっている水道管路の耐震化整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	40.8	41.1	42.8	43.9	46.2

（出典：水道統計）

- ・津波等一時避難場所の総収容可能人数（単位：人）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	184,650	258,110	300,290	328,490	360,840

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・改正された耐震改修促進法を受けた兵庫県耐震改修促進計画に基づき、平成 27 年度（2015 年度）に「尼崎市耐震改修促進計画」を改定しました。
- ・建築物のうち、新耐震基準適用後に建築された建築物の割合が、毎年増加しています。
- ・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や改修に対する補助等を行う「建築物耐震化促進事業」を進めています。

＜平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの
建築物耐震化促進事業に係る取組の実績＞

住宅の簡易耐震診断補助	296 棟（1268 戸）
住宅耐震改修工事費補助	74 棟（202 戸）
住宅耐震改修計画策定費補助	89 棟（91 戸）
簡易耐震改修工事費補助	6 棟（6 戸）

- ・平成 30 年（2018 年）に発生した大阪府北部地震でのブロック塀の倒壊事故を受け、住宅等のブロック塀撤去補助制度を創設し、運用を開始しています。また、ブロック塀を生垣に更新することによる減災効果などを狙った生垣設置助成事業を平成 30 年度（2018 年度）に限り拡充して実施しています。
- ・平成 22 年度（2010 年度）に策定された「水道・工業用水道ビジョン」（平成 22 年度（2010 年度）～31 年度（2019 年度））に基づき、耐震化事業対象となっている水道管路の耐震

化を進めており、計画通りに整備できる見込みです。

- 民間建築物への津波等一時避難場所の指定を進め、年々収容可能人数が増加しています。
- 老朽化が進む橋梁の長寿命化を図るため、平成 26 年度（2014 年度）末に策定した「尼崎市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、703 橋のうち平成 29 年度（2017 年度）末までに 24 橋の工事を完了しました。＜再掲＞
- 津波対策として、平成 27 年度（2015 年度）に兵庫県が策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき、防潮堤の越流、沈下対策及び避難誘導スピーカー等の整備が進められています。

【今後の取組の方向性】

- 尼崎市耐震改修促進計画では、平成 37 年（2025 年）までに住宅の耐震化率 97%を目標としており、達成のために引き続き支援施策により耐震化を促すとともに、市内の耐震性の低い建築物の所有者に対して、意識啓発の強化を図ります。
- 平成 32 年度（2020 年度）に策定予定の次期水道ビジョン（平成 32 年度（2020 年度）～41 年度（2029 年度））に基づき、引き続き水道管路の耐震化を進めていきます。
- 南部臨海地域の事業所に対して津波からの避難方法等の啓発を実施していきます。

3 水害（本編 P.77 - 78）

【方針】

- ①総合的な治水対策を進めます。
- ②下水道施設の機能を強化します。
- ③臨海部の浸水対策について検討します。

【進捗管理のための指標】

- ・猪名川の河川整備計画における断面拡幅事業の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	100	100	100	100	100

（出典：猪名川流域総合治水対策協議会資料）

- ・武庫川の河川整備計画における断面拡幅事業の整備率（単位：％）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	7	7	9	13	14

（出典：武庫川水系河川整備計画 進行管理報告書）

- ・10 年確率降雨対応のための対象ポンプのうち、増強を行ったポンプの基数（累計）

（単位：基）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	0	3	3	5	7

（出典：下水道中期ビジョン）

- ・透水性舗装の整備面積（単位：㎡）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
尼崎市事業	14,067	5,615	3,402	10,829	1,985
国・県事業	0	0	2,572	4 427	0
民間事業	6,061	12,508	5,964	5,902	5,576

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・平成 29 年度（2017 年度）に総合治水対策基本ガイドラインを策定し、武庫地域振興センターの改修工事に併せて、平成 29 年度（2017 年度）に雨水貯留浸透施設を設置しました。
- ・高潮、津波対策として、平成 27 年（2015 年）6 月に兵庫県が策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき、防潮堤の越流、沈下対策及び避難誘導スピーカー等の整備が進められています。＜再掲＞
- ・庄下川において治水機能の強化、老朽化護岸の改修を図り、洪水災害を防止するために、平成 14 年度（2002 年度）より庄下川都市基盤河川改修事業を行っています。＜再掲＞
- ・平成 23 年度（2011 年度）に策定した「下水道中期ビジョン」に基づき、雨水排除施設増強のため 6 年確率降雨強度から 10 年確率降雨強度に対応した対象ポンプの増強を進め

ています。

- 臨海部の浸水対策として抽水場のポンプの更新を進めています。（平成 28 年度（2016 年度）：電動ポンプ 1 基更新、平成 29 年度（2017 年度）：エンジンポンプ用エンジン 1 基・電動ポンプ 2 基・低圧電気設備 1 施設分更新）
- 適切な水路維持管理のため、平成 29 年度（2017 年度）に主要排水路の現況調査を行いました。

【今後の取組の方向性】

- 総合治水対策基本ガイドラインに基づいた雨水貯留浸透施設の整備等の取組を市民・事業者とともに進めます。
- 雨水流出抑制のため、雨水貯留管や一時貯留施設の整備に取り組みます。
- 引き続き抽水場の改築に順次取り組みます。
- 水路網再編計画策定に向けて計画的に調査を進めます。＜再掲＞

4 火災（本編 P.78 - 79）

【方針】

- ①建築物の不燃化を促進し、火災に強い市街地を形成します。
- ②避難地、避難路の防災機能の向上を図ります。
- ③密集市街地の改善による災害に強い安全で安心なまちづくりを進めます。
- ④消防水利を確保し消防活動を円滑に進めます。

【進捗管理のための指標】

- ・防火地域及び準防火地域の面積（単位：ha）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	3,241	3,255	3,255	3,225	3,256

- ・防火地域、準防火地域における老朽木造建築物の数（単位：戸）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	42,802	41,594	40,021	39,006	38,956

- ・防火水槽の総基数（単位：基）

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実績値	918	929	948	959	956

（出典：水利月報）

【方針に関連する事業・施策の実施状況】

- ・用途地域の変更や地区計画策定に際し、準防火地域の指定を行いました。
- ・密集市街地においては、防災街区整備地区計画により建替えに合わせた地区の防災性の向上を図っており、平成 29 年度（2017 年度）に下坂部川出地区において、5 件目となる防災街区整備地区計画を策定しました。＜再掲＞
- ・防災街区整備地区計画区域内において、狭あい道路に接する土地で新築等を行うことにより生じる後退用地の整備及び幅員 4 メートル未満の道路拡幅整備等を行うことにより、道路空間を確保し、地域住民の日常生活における利便性の向上及び、災害時における安全の確保を図っています。＜再掲＞
- ・密集市街地の改善にあたっては、防災街区整備地区計画区域内において、建替えが難しい狭小地や無接道地とその隣接地を統合し、住宅を建築した場合に補助金を交付する隣地統合促進制度を平成 30 年度（2018 年度）から開始し、建替促進による防災性向上を図っています。＜再掲＞
- ・老朽化した公設防火水槽の調査を実施し、防火水槽の安全性、性能の評価等を行い、計画的に長寿命化のため補強等を行っています。平成 30 年度（2018 年度）からは漏水しているものなどを優先に調査を実施し、適切な防火水槽の維持管理を図っています。

【今後の取組の方向性】

- 密集市街地の改善に当たっては、隣地統合促進制度の周知に努めるほか、新たな施策の実施に向けた検討を行います。また、防災街区整備地区計画区域内の道路空間の確保を進め、道路後退用地の測量の実施や寄付による取得などの検討を行います。＜再掲＞
- 依然として防災上の課題のある密集市街地は市内に多数あることから、地区計画を策定していない地域においても、住民に対する防災意識の高揚、協働によるまちづくり意識の醸成を図り、安全・安心なまちづくりへの支援を行います。＜再掲＞
- 平成 28 年（2016 年）に発生した糸魚川大規模火災の教訓を踏まえ、強風下における火災活動要領を策定するなど、火災に強いまちづくりを目指します。

主な関連計画の改定状況一覧

平成 26 年度（2014 年度）以降に策定または改定等された関連計画の一覧表です。

作 成 年 月	計 画 等 名 称
平成 26 年（2014 年）6 月	尼崎市公共施設マネジメント基本方針（策定）
平成 26 年（2014 年）7 月	尼崎市緑の基本計画（改定）
平成 27 年（2015 年）3 月	尼崎市道路整備プログラム（改訂）
平成 27 年（2015 年）3 月	尼崎市橋梁長寿命化修繕計画（策定）
平成 27 年（2015 年）10 月	尼崎版総合戦略・尼崎人口ビジョン（策定）
平成 27 年（2015 年）11 月	尼崎市公共施設等総合管理計画（策定）
平成 28 年（2015 年）3 月	尼崎市耐震改修促進計画（改定）
平成 28 年（2016 年）3 月	阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（変更）
平成 28 年（2016 年）3 月	近畿圏広域計画（関西広域地方計画）（改訂）
平成 29 年（2017 年）3 月	尼崎市立地適正化計画（策定）
平成 29 年（2017 年）3 月	尼崎市地域交通計画（策定）
平成 29 年（2017 年）3 月	第 5 次兵庫県国土利用計画（改訂）
平成 29 年（2017 年）8 月	尼崎市総合治水対策基本ガイドライン（策定）
平成 30 年（2018 年）1 月	尼崎市空家等対策計画（策定）
平成 30 年（2018 年）3 月	尼崎市総合計画（後期まちづくり計画）（策定）
平成 30 年（2018 年）3 月	長期未着手都市計画公園・緑地の見直し方針（策定）
平成 30 年（2018 年）3 月	尼崎市自転車のまちづくり推進計画（策定）
平成 30 年（2018 年）10 月	尼崎市自転車ネットワーク整備方針（改訂）
平成 30 年度（2018 年度）	尼崎市地域防災計画（修正）※毎年度修正を実施